

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	立正大学学園
法 人 代 表 者	理事長 生駒雅幸
担 当 部 署	経営企画部経営企画課
お 問 合 せ 先	03-3492-6872

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①ガバナンス・コード遵守状況点検委員会から担当部署へ遵守状況の点検を指示。
- ②ガバナンス・コード遵守状況点検委員会：ガバナンス・コード遵守状況報告書（案）を作成。
- ③常任理事会（学園執行部）：②の点検結果を審議・承認。
- ④理事会（監事を含む）：③を報告。
- ⑤ステークホルダーに公表／私大連に報告。
- ⑥評議員会に報告。

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	2022年度に公表した長期構想「立正グランドデザイン」に基づき、2023年度からの5か年を期間とした第2次中期計画を策定した。各年度の事業計画においては中期計画に明示した同年度のアクションプランを踏まえて起案するよう義務付けており、中期計画と事業計画との相互の関連性を確保している。また、幅広いステークホルダーに対し、学校法人の運営等に関する理解を得られるよう、長期構想および中期計画、単年度計画の進捗状況等を大学公式ホームページや事業報告書等で公表している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会・評議員会の議決事項、理事長・業務執行理事等の業務執行範囲及び責任・権限を規程等により明確化している。また、評議員会の定数・構成を見直し、議論しやすい環境を整えるとともに、地域住民や保護者を加えることで多様な視点を法人運営に取り入れている。監事による会議出席や監査室との情報共有も行い、建設的な協働と相互けん制を確保しながら、円滑な業務執行を行っている。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、建学の精神、教育目標に基づき、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、「モラリスト×エキスパート」を養成することに努め、そのために必要な教育研究を行っている。高等教育研究機構を中心とした内部質保証体制のもと、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等と教育課程との整合性を確認し、アセスメント結果、学生アンケート、FD活動等を教育改善に活用している。アドミッション・ポリシーについても定期的に点検し、時代や社会の変化を踏まえた人材育成と教育の質向上に取り組んでいる。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、「社会との連携・協力に関する方針」等に基づき、研究推進・社会貢献センターを中心として、各学部・研究科及び関係センターと連携し、教育研究活動の成果を活用した社会連携・社会貢献活動を推進している。自治体や産業界等との連携協定を通じて、地域課題の解決、人材育成及び地域活性化に向けた取組を実施するとともに、公開講座や学生参加型の地域連携活動等を展開し、これらの活動内容はホームページで公表している。また、研究推進・社会貢献センターの支援事業を通じて、地域連携や地域貢献活動に取り組む教員の教育研究活動を全学的に支援している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	改正私立学校法への対応として監事監査体制を見直し、常勤監事及び監査支援職員を配置するとともに、令和8（2026）年1月に新たな監事監査規程を制定した。監事は、同規程に基づき、監事監査計画書を毎年策定し、法人の業務執行と財産状況の適正性を確認している。また、令和7（2025）年4月1日施行の寄附行為において、監事を評議員会の決議により選任する体制とするなど、監事の独立性・客観性を確保している。会計監査人についても、監事が候補・議案内容を決定したうえで評議員会が選任している。また、監事・会計監査人・監査室による三様監査等を確立し、相互牽制機能が働く有効な体制を整備している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	寄附行為および関係規程に基づき、理事、監事、評議員等の選任手続や職務・権限を明確化するとともに、役員報酬等も含めた情報を大学公式ホームページ等で公表し、手続の透明性・公正性の確保に努めている。 加えて、理事会への重要事項の報告体制や、理事等の権限・職責を明確にする規程を整備するとともに、監事・会計監査人・監査室による三様監査を実施することによって、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。 さらに、社会からの信頼確保のため、内部統制システム整備の基本方針、コンプライアンス規程、リスク管理規程、理事職務権限規程、公益通報制度、外部専門家との連携体制等を整備し、利益相反や不正行為等の防止に努めている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、「立正大学学園情報公開規程」に基づき、寄附行為、財務書類、中期計画、事業計画・事業報告、認証評価結果等の情報を大学公式ホームページで継続的に公表している。公開情報は適宜更新し、情報公開ページへの導線、スマートフォン等への対応など、幅広いステークホルダーにとって閲覧しやすく理解しやすい情報提供に取り組んでいる。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立学校法の改正（令和7年4月1日施行）を受けて、寄附行為を変更し、評議員には学内関係者に加え、地域住民、保護者、学外有識者等の多様な人材を登用することとした。重要事項については外部理事・監事への事前説明や意見聴取を行うなど、法人内外のステークホルダーとの意思疎通を図っている。こうした取組を通じて、理事会、評議員会等の諸制度を機能させ、自律的な大学運営を行っている。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、資産運用に関する規程を定め、管理体制、対象資産、運用指針等を明確にしている。さらに学内外の有識者を交えた資産運用委員会を組織し、運用の意思決定に資する議論をしている。寄付金制度については、既存制度を見直して「立正橘募金」へ再編するとともに、「奨学金募金」及び「課外活動へのご支援」などの使途指定型寄付制度を整備し、寄付の促進を図っている。補助金を含めた外部資金獲得については、研究推進・社会貢献センターが公的資金や研究助成金等に関する情報を一元的に収集・管理し、学内研究者に共有できる仕組みを構築している。